

令和7年度島田産業まつり出展者募集要項

島田産業まつりは、島田市で生産される工業製品、地場産品、農産物の展示・販売・PRを通じて、地域産業を紹介し、市内の産業振興を図る目的で、昭和58年から開催し、本年で41回目の開催となる歴史あるイベントです。

【出展に関する注意点】

- ①火気を使用する出展者は、消火器（業務用４号以上）を設置してください。
- ②事故発生時の迅速な対応を行うために、出展情報を島田消防署及び静岡県中部保健所に提供します。
- ③電気使用料について、回路数（１回路１,５００ワット）に応じた料金をいただきます。
- ④出展申込書は、記入例を参考にご記入ください。

1. 開催概要

- (1) 日時：令和7年11月8日（土）午前9:30～午後3:00
11月9日（日）午前9:30～午後3:00
※交通規制時間（両日）午前8:30～午後4:00
（交通規制時間は変更となる場合があります。）

- (2) 会場：島田市本通3～4丁目及びおび通り
(3) 主催：島田産業まつり実行委員会

2. 出展資格

- (1) 島田市内に事業所、店舗等を置く企業、組合、団体及び個人事業者
- (2) 静岡県暴力団排除条例並びに島田市暴力団排除条例に基づき、暴力団構成員並びに暴力団準構成員が運営、もしくは販売者として従事させる場合の応募は受け付けられません。
- (3) この募集要項に定める各規定を順守することができる方。

3. 出展条件

- (1) 原則として、11月8日（土）・9日（日）の両日出展できること。
- (2) 1申込者につき1テントを準備します。本年度の出展件数としては、約70件（昨年度実績）を予定しています。申込者多数の場合は、抽選により出展者を決定します。
- (3) テントは、間口3.6メートル、奥行2.7メートルとなります。
- (4) 実行委員会が指定した会場内のテント（場所）に出展を行うこと。
- (5) テント以外の備品については、申込者で各自準備すること。

4. 出展料等（協賛企業は除く）

- | | | |
|-----------|----------------|----------------------|
| (1) 基本料金 | 物販・飲食 | 12,000 円 (税込) |
| | PR (販売を行わない場合) | 6,000 円 (税込) |
| (2) オプション | 電気使用料 | 1 回路につき 6,000 円 (税込) |
| (3) その他 | | |

出展料は、開催期間の全日程の出展を対象としています。一日のみの出展であっても出展料等の返金
は行いません。また、雨天等により中止になった際も出展料等の返金を行いません。

5. 申込方法

出展を希望される方は、募集要項及び注意事項をよく読み、以下の方法によりお申し込みください。
関係官庁に申込情報を提出しますので、申込期限を遵守してください。

(1) 申込方法

ア LoGo フォーム（電子申請）：<https://logoform.jp/form/imZT/1060349>

イ 以下の窓口へ持参または郵送 ※FAX 不可

(ア) 申込先

〒427-8501 島田市中央町 1-1 島田産業まつり実行委員会（島田市商工課）

(イ) 提出書類

- a 出展申込書（現場責任者の名前でご記入・捺印、本人確認書類添付）
- b 誓約書
- c 露店営業許可証（静岡県中部保健所発行）の写し（飲食物を販売する場合）

(2) 申込期限

令和 7 年 8 月 29 日（金）午後 5 : 00 まで

6. 飲食物等の販売について

飲食物等を販売される方は関係官庁の許可を得ていることが条件です。許可を得ていない場合は出展できません。

(1) 飲食物の販売について

飲食物の販売は静岡県中部保健所が発行する「露店営業許可証」が必要になります。飲食物を販売される方は、「露店営業許可証」の写しを申込時にご提出ください。

(2) 酒類の販売について

酒類の販売を行うためには、島田税務署長の許可を受ける必要があります。

7. 火気使用・電気使用・水道使用・駐車場について

(1) 火気・電気・水道の使用について

火気・電気・水道を使用される方は、申請書にご記入ください。

また、火気及び電気を使用される方は、使用する機器（器具）についてもご記入ください。

なお、電気を使用される方は、1 回路（1,500 ワット）を超える場合、回路数に応じた料金が加算されます。

(2) 駐車場について

駐車場を希望される方については、1 出展者につき 1 台分の準備を予定しています。

※駐車場は、中央小公園西駐車場等を予定していますが市役所駐車場の使用状況により変更する場合がございます。

8. 火気等の取り扱いについて

出展にあたり、火気器具等（気体燃料、液体燃料、固体燃料及び電気を熱源とする器具等）を使用する場合は、必ず消火器（業務用かつ 4 号以上の消火器）を出展スペース内に設置してください。

開催日までにご準備いただけない出展者については、出展をお断りします。

※建物内に設置されている消火器及び家庭用の消火器の持ち込みはおやめください。

9. 出展者説明会について

出展の可否については、9月中旬頃、書面にて連絡します。

(1) 出展者説明会について

出展が決定した方は、出展者説明会を開催しますので、必ずご出席ください。説明会の詳細については、出展決定の通知をご確認ください。

なお、今年度は出展社説明会にて、抽選で出展場所を決定します。

ご出席いただけない出展者については、島田産業まつり実行員会にて、出展場所を決定させていただきますので、予めご了承ください。

日時：令和7年9月29日（月）午前中 開催予定

内容：①出展場所について

②出展に関する注意事項等 他

(2) 出展料の納付について

出展が決定した方には、出展決定通知に請求書を同封します。

令和7年10月3日（金）までに、**振込み**で納付してください。

なお、振込手数料は出展者様のご負担になります。

※納付方法は振込みのみ

10. その他

- (1) 出展団体の現場責任者が必ず、当日従事し常駐するようにしてください。
- (2) 当日責任者に、団体の構成員でないものを指定する等「名義貸し」行為をしないでください。
- (3) 出展内容が申込内容と著しく異なる場合、公序良俗に反する場合、その他主催者が適切でないと認めた場合は、開催期間中であっても出展を停止する場合があります。
- (4) 商品や備品については各自が責任を持って管理してください。（備品等の盗難、破損など主催者では責任を負えません。）
- (5) 出展団体が会場で販売・提供したサービス、商品等に関する、苦情・トラブル等は出展団体の責任で解決してください。また、食中毒や調理過程、サービス提供中に来場者に対しけがを負わせるなどの事故が発生した場合、実行委員会では一切責任を負いかねます。
- (6) 実行委員会は、まつり開催中または終了後に出展団体が販売・提供したサービス、商品等に関する苦情等の連絡を受けた時は、出展申込書に記載された範囲で、当該団体の連絡先を、商品・サービスに関する責任者として相手方に提供する事があります。
- (7) 出展申込書の写し、静岡県暴力団排除条例並びに島田市暴力団排除条例に基づく誓約書の写しについては、島田産業まつり実行委員会から暴力団ならびに関係者が関与する団体を排除する目的で、島田警察署に提供しますのでご承知おきください。
- (8) 火気器具等を取り扱う出展者については、島田消防署に誓約書の写しを提供しますので、ご承知おきください。
- (9) 申込書に記載された内容及び露店営業許可証の写しを中部保健所に提供しますので、ご承知おきください。
- (10) その他、関係各所に出展者名簿を提供しますので、ご承知おきください。

注意事項

出展にあたっては、次の事項に注意してください。

- (1) 出展内容、活動について実行委員会、警察、保健所、消防署から指示があった場合これに従うこと。
- (2) 実行委員会への申込みと異なる品物・サービスを扱わないこと。
- (3) 静岡県暴力団排除条例並びに島田市暴力団排除条例に基づく誓約書の記載事項に違反しないこと。
- (4) 静岡市火災予防条例に違反しないこと。
- (5) 出展に必要な、安全対策・衛生対策を行うこと。
- (6) 発電機の持ち込み等は、スペース、騒音の問題等で他の出展者、来場者、周辺住民の迷惑となるため、禁止とする。
- (7) 会場内の専用の水道以外を使用しないこと。また、給水場所での洗い物は行わないこと。
- (8) 出展区画外での販売、活動（呼び込み等）、チラシ等配布、展示、商品陳列を行わないこと。
- (9) 搬入・搬出に関する規定、時間を守ること。
- (10) しまだ産業まつり終了後は、出展区画のゴミ拾い等を行うこと。
- (11) 使用済みまたは、余った燃料、食材、調味料、氷等を不法投棄しないこと。
- (12) 自団体のゴミは持ち帰ること。
- (13) 出展申込書における虚偽記載等を行わないこと。
- (14) 各自の備品・商品について責任を持って管理すること。

【問合せ・申込み】

〒427-8501 島田市中央町 1-1 島田産業まつり実行委員会（島田市商工課）

TEL：0547-36-7146 FAX：0547-37-8200